○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（第百六十六回国会平成十九年三月十六日衆議院内閣委員会附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」の全国展開に当たっては、特別区域事業の評価において、満三歳児以上と同様の集団的な教育が二歳児についてはなじまないとの結論が得られたことにかんがみ、一人一人の園児の発達段階に応じた受入れが適切に行われるよう、十分に配慮をすること。

二　三歳未満児に係る幼稚園での子育て支援としての受入れ形態について、保育所等における子育て支援機能と重複する面が存在することにかんがみ、保育所・認定こども園との関係で保護者や現場に混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じること。